

議案第31号

多可町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

多可町文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町文化会館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町文化会館条例（平成17年多可町条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

噴水広場	900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,600	1 区 画 (10㎡)
	4,500	6,000	7,500	10,500	13,500	18,000	全面
駐車場（駐車以外に利用）	1,100	1,650	2,200	2,750	3,850	4,950	駐車区画 1 台 分 (12.5㎡)
	5,500	8,250	11,000	13,750	19,250	24,750	駐 車 場 (半面)
	11,000	16,500	22,000	27,500	38,500	49,500	駐 車 場 (全面)

別表第2項第5号中「100分の130」を「100分の30」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町文化会館条例の新旧対照表

現 行									改 正								
別表（第9条関係）									別表（第9条関係）								
(単位：円)									(単位：円)								
施設の 名称	使用時間	午前	午後	夜間	午前 ～ 午後	午後 ～ 夜間	終日	備考	施設の 名称	使用時間	午前	午後	夜間	午前 ～ 午後	午後 ～ 夜間	終日	備考
		午前9 時	午後1 時	午後6 時	午前9 時	午後1 時	午前9 時				午前9 時						
	使用区分	～ 正午ま で	～ 午後5 時	～ 午後10 時	～ 午後5 時	～ 午後10 時	～ 午後10 時			使用区分	～ 正午ま で	～ 午後5 時	～ 午後10 時	～ 午後5 時	～ 午後10 時	～ 午後10 時	
(略)									(略)								
楽屋	1（和）	1,100	1,650	2,200	2,750	3,850	4,950		楽屋	1（和）	1,100	1,650	2,200	2,750	3,850	4,950	
	2 ・ 3 （洋）	880	1,320	1,760	2,200	3,080	3,960	間仕切り 使用は1 ／2の額		2 ・ 3 （洋）	880	1,320	1,760	2,200	3,080	3,960	間仕切り 使用は1 ／2の額
	4（洋）	660	990	1,320	1,650	2,310	2,970			4（洋）	660	990	1,320	1,650	2,310	2,970	
		<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,500</u>	<u>2,100</u>	<u>2,700</u>	<u>3,600</u>	<u>1 区 画 (10㎡)</u>									
		<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>	<u>13,500</u>	<u>18,000</u>	<u>全面</u>									

現 行		改 正						
	<u>駐車場（駐車以外に利用）</u>	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>2,750</u>	<u>3,850</u>	<u>4,950</u>	<u>駐車区画 1 台 分 (12.5 ㎡)</u>
		<u>5,500</u>	<u>8,250</u>	<u>11,000</u>	<u>13,750</u>	<u>19,250</u>	<u>24,750</u>	<u>駐 車 場 (半面)</u>
		<u>11,000</u>	<u>16,500</u>	<u>22,000</u>	<u>27,500</u>	<u>38,500</u>	<u>49,500</u>	<u>駐 車 場 (全面)</u>
	(5) 使用許可時間以外の超過使用料は、第1項の基本使用料金の額（前各号の規定に該当するときは、その増減料金の額）に100分の130を乗じて得た額を加算する。ただし、超過使用時間は1時間を限度とする。この場合において、超過使用時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。							